

船舶事故調査報告書

令和7年3月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和6年10月26日 06時30分ごろ
発生場所	千葉県鴨川市江見漁港南西方沖 江見港前島灯台から真方位216°770m付近 (概位 北緯35°03.0′ 東経140°03.4′)
事故の概要	漁船眞田丸は、操業中、波を右舷方から受けて転覆した。
事故調査の経過	令和6年11月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 眞田丸、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	CB3-83112（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約2～4m/s、視界 良好 海象：うねり 波向西、波高約1m、海水温 約19℃ 鴨川市には、10月25日04時08分に波浪注意報が発表され、 本事故時も継続中であった。 日出時刻：05時55分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、伊勢えび刺し網漁の目的で、江見漁港を出航し、同漁港南西方沖の漁場で操業を開始した。 本船は、約1mの波を右舷方から受ける中、漂泊して船首を南方に向け、船長が船尾方を向いて船尾部から網を揚げていたところ、右舷方から高波を受けて甲板上に打ち込んだ海水が排水口からの排水が間に合わずに船体が沈み、動揺で船体が傾き転覆した。 船長は、転覆時、海中に投げ出されたが、船底に這い上がってカップ及び長靴を脱ぎ、江見漁港に向かって泳いでいたところを僚船に救助された。 船長は、本事故当時、本船が右舷方から波を受けていることを感じていたが、波が船内に打ち込むことはないと思い、船尾方を向いて揚網に意識を向け、右舷方から来る高波に気付かなかった。 船長は、出航前、天気予報及び江見漁港沖を目視で確認して操業を行っても大丈夫と判断したが、波浪注意報が発表されていることは知らず、出航後、波高が急変するとは思っていなかった。 船長は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、波浪注意報が発表されている状況下、船長が、出航前に気象情報を十分に確認しなかったことから、波高が急変するとは思わず

	に江見漁港南西方沖で操業を行っていた際、右舷方から高波を受けて転覆したものと考えられる。 船長は、本船が波を受けていることを感じていたが、波が打ち込むことはないと思い、網を揚げている途中だったので、そのまま網を揚げることに意識を向けていたことから、右舷方から来る高波に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、波浪注意報が発表されている状況下、船長が、出航前に気象情報を十分に確認しなかったため、波高が急変するとは思わずに江見漁港南西方沖で操業を行っていた際、右舷方から高波を受けて転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、出航前に気象及び海象情報を入手する際、警報及び注意報の発表状況も必ず確認し、波浪注意報等が発表されているときは出航を控えること。